

令和 8 年度高知市立学校屋内運動場他 L E D 化推進業務委託

仕様書

目次

1	件名	1
2	目的	1
3	履行場所	1
4	履行期間	1
5	提出書類	1
6	業務概要	1
7	対象範囲及び対象器具.....	1
8	LED照明器具の仕様.....	2
9	取替作業等に関する仕様.....	5
10	完了検査	10
11	保証期間	10
12	委託料の変更	10
13	その他	10
別表1	使用器具提案書記載事項（各学校ごと）	13
別表2	取替検討書記載事項（各学校ごと）	13
様式一覧		14

1 件 名

令和 8 年度高知市立学校屋内運動場他 L E D 化推進業務委託

2 目 的

本市が所有する学校施設等で使用中の蛍光灯等（屋内運動場アリーナ、屋内運動場附属室及びグラウンド照明など）について、消費電力の小さい L E D 照明器具に順次交換することにより、省エネルギー化、二酸化炭素排出量の削減、電気料金及び維持管理費の縮減を図るとともに、学校活動、地域利用、施設開放及び避難所利用に必要な照明環境を確保するもの。

3 履行場所

別紙 1 「令和 8 年度高知市立学校屋内運動場他 L E D 化推進業務委託 グループ表」のとおりのとおり

4 履行期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 5 日（金）までとする。ただし、やむを得ない事情により、当該期間を変更することがある。

5 提出書類

【提出書類一覧】のとおりのとおり

6 業務概要

- (1) 契約締結後速やかに学校に対する現地調査を行い、学校ごとに「使用器具提案書（別表 1 参照）」を作成し、本業務担当職員（以下「担当職員」という。）に提出する。
- (2) 担当職員による確認を受けた使用器具提案書に基づき、照明器具等を調達する。
- (3) 担当職員及び学校と作業予定等を調整の上、「取替検討書（別表 2 参照）」を作成し、担当職員に提出する。
- (4) 照明器具等の納期が確定し次第、取替検討書を基に具体的な作業日程の調整を行う。
- (5) 取替検討書に基づき、取替作業を行う。
- (6) 学校ごとに完成図書を作成し、本市に 2 部提出する。また、完成図は電子データを提出する。電子データの提出形式は、「CAD ファイル（「jww」又は「sfc」）」又は「PDF ファイル」とする。
- (7) 作業の完了した学校から順次完了検査を受ける。

7 対象範囲及び対象器具

- (1) 取替対象の照明器具は別紙 2 「令和 8 年度高知市立学校屋内運動場他 L E D 化推進業務委託 施工箇所一覧」のとおりとす。ただし、以下の照明器具は除く。

- ① 別紙２表３列目にて「対象外」となっているもの。
- ② 再利用可能な既設ＬＥＤ照明器具（既にＬＥＤ化されているもの）は、原則として取替対象外とする。ただし、現地調査において、不点灯、ちらつき、著しい劣化、破損、取付状態の不良その他安全性又は維持管理上の支障が確認された場合は、担当職員へ報告し、取替の要否について協議すること。
- (2) 管球を取り外し、点灯を間引きしている照明器具は取替対象とする。
- (3) 誘導灯及び専用形非常用照明器具は取替対象外とする。
- (4) 屋外に設置された照明器具のうち、防犯灯は対象外とする。ただし、別紙２に記載する器具以外で屋内運動場外壁部に設置されている器具は、担当職員と協議する。
- (5) 既設蛍光灯照明器具を直管ＬＥＤランプに交換しているものは、原則取替対象とする。ただし、既設安定器を使用していない、ランプの落下防止措置等が適切に取られている等、安全性や省エネルギー性が確保できている場合は、担当職員へ報告し取替の要否について協議すること。
- (6) 取替対象外となる器具又は点灯を間引きしている器具がある場合は、その旨を使用器具提案書に記載すること。
- (7) 電池式照明及びコンセント式照明、人感照明、殺菌灯、殺虫灯、水中照明は原則対象外とする。
サイン用照明（掲示物、案内表示、校名表示、屋内運動場に付随する表示等を含む。）は、別紙２に記載するものを原則取替対象とする。

8 LED照明器具の仕様

- (1) LED照明器具の選定条件
 - ① 既設照明器具と同等の仕様（形状、本体材質、光束、環境性能等）を有するLED照明器具とすること。原則として、照明機器本体（発光部含む）を更新すること。
 - ② 公共施設用照明器具（JIL5004）を製造しているメーカーの製品であること、かつ公共施設用照明器具の導入実績がある国内のメーカーの製品であること。
 - ③ 製品の製造者は、ISO9001（品質）及びISO14001（環境）認証を取得していること。
 - ④ 器具選定の優先順位は以下のとおりとする。
 - ア 公共施設用照明器具の一体型LED照明器具
 - イ 公共施設用照明器具以外の一体型LED照明器具
 - ウ 発光部交換型のLED照明器具（既存照明器具本体は流用）なお、同一学校内の同一種類の照明器具については、後年度の保守管理が混同しないよう、可能な範囲で同一メーカー又は同一シリーズの製品で統一すること。
 - ⑤ 既設照明器具の一部が既にLED化されている場合は、取替対象となる照明器具も同等形状の器具を選定すること。
 - ⑥ 既設照明器具の部分的な取替によるLED化は原則認めない。ただし、意匠性の高

い器具であり、現在販売されているLED照明器具に置き換えることが困難な場合は、担当職員と協議の上、部分的な取替によるLED化とすることができる。この場合において、既設照明器具の安定器は撤去し、適正処分すること。

- ⑦ 庭園灯及び街路灯は、基礎及びポールを流用するリニューアルタイプを選定してもよい。
- ⑧ 照明器具及び光源（LED）は未使用品、かつ現行機種であること。
- ⑨ 屋内運動場アリーナ照明及びグラウンド照明については、使用器具提案書提出時に照度分布計算書又は照明計算書を提出し、担当職員の確認を受けること。なお、計算は、対象校の既設照明器具、既設配置、天井高さ、取付高さ、照射方向、点灯方式及び利用状況を踏まえ、既設照明と同等の照明環境を確保できるよう行うこと。

(2) LED照明器具の性能・構造

※ ①～⑥は共通事項

※ 屋内運動場アリーナ照明（高天井照明）は⑦、グラウンド照明は⑧に示す性能とすること。

- ① 光源（LED）寿命 40,000 時間以上（光束維持率 70%以上）の製品であること。ただし、街路灯は寿命 60,000 時間以上（光束維持率 70%以上）であること。
- ② 既設照明器具が防雨・防湿、防塵、防爆及び高温用器具の場合は、同等以上の性能を持つ器具を選定すること。
- ③ 照明器具の色温度、光束、照度分布、均斉度及び配光については、既設照明器具の仕様、対象室の用途及び利用状況を踏まえて別紙4「器具対応表」のとおりを選定すること。なお、図面と既設照明器具で色温度及び光束等が異なる箇所については、事前に担当職員に確認を行うこと。また、現地調査において特殊な高演色ランプ等を使用している場合は、担当職員と協議の上選定し、使用器具提案書に記載すること。
- ④ LED照明器具のルーバー、ランプカバー等については、原則不要とする。ただし、和室等意匠性を求められる場合や、既存で設置されている場合は、担当職員と協議の上選定し、使用器具提案書に記載すること。
- ⑤ LED照明器具については、使用に当たりちらつき及び電波雑音等の問題を生じないこととする。また、取替後においてグレアにより使用に支障をきたす場合は、グレア低減対策を検討し、早急に改善を行うこと。
- ⑥ 本業務では、取替対象照明器具について、調光を目的とした制御装置、操作装置及び設定は新設しないものとする。なお、照明器具本体が調光対応機能を有することを妨げるものではない。
- ⑦ 屋内運動場アリーナ照明（高天井照明）の性能・仕様等
 - ア 高所作業の低減及び長期的な維持管理性を踏まえ、点灯時間 60,000 時間以上（光束維持率 85%以上）の製品とすること。

イ 体育授業、部活動、学校行事、地域利用及び避難所利用を踏まえ、既設照明と同等の明るさを確保するとともに、照度分布、均斉度、まぶしさ、競技利用及び式典利用に配慮した照明環境とすること。

ウ 高天井用照明器具は、電源を器具に内蔵した製品を基本とし、拡散パネル、グレア低減形器具その他の方法によりまぶしさに配慮した仕様とすること。また、ボール等の衝突による破損及び落下を防止するため、照明器具に適合する防球ガード及び落下防止ワイヤーを設置すること。

エ 屋内運動場アリーナ照明の新設に当たっては、既存の天井鉄骨（H形鋼等の造営材）を利用し、使用する照明器具メーカーの施工説明書等に適合する支持部材、取付金具、吊ボルト、ボルト、ナット等により堅固に固定すること。新設器具の取付に必要なこれらの部材は、本業務に含むものとする。また、主支持とは別に、使用する照明器具メーカーの施工説明書等に適合する落下防止ワイヤーを設け、器具の振れ又は回転が生じないよう必要な措置を講じること。なお、既設照明器具にオートリフター機器が設置されている場合は、既設照明器具及びオートリフター機器を撤去すること。既設オートリフター制御盤については、分電盤端子における電源分離し、不要配線の安全処理又は抜去可能範囲の抜去、絶縁処理及び制御盤表面への「使用禁止」又は「操作不要」表示までを見込むものとする。

オ 既設安定器盤が設置されている場合は、盤内安定器を撤去し、既設安定器盤は接続盤として再使用することができるものとし、接続盤として再使用する場合、必要な配線整理、端子処理、絶縁処理及び回路表示等は、本業務に含むものとする。

⑧ グラウンド照明の性能・仕様等

ア 照明器具は国内メーカーの製品を選定すること。

イ 角度可変ができる構造を有していること。

ウ グラウンド照明については、既設照明器具、既設照明柱、取付架台、点灯方式、照射方向及び周辺環境を踏まえ、既設照明と同等の照明環境を確保すること。

エ 遮光ルーバー、フード、遮光板その他の光害対策部材は、既に設置されている場合は、既設と同等の機能を備えるよう取り付けること。設置されていない場合は、原則として新たに設置することを求めず、照射方向、配光、取付角度及び既設点灯パターン等により光害の抑制に配慮すること。

オ 照明器具取替後、担当職員に照明環境の確認を受け、必要に応じて照射方向、取付角度の調整を行うこと。既設にない遮光ルーバー、フード、遮光板その他の光害対策部材の新設が必要と判断される場合は、受託者が任意に実施するものではなく、担当職員と協議の上、取付可否、仕様及び費用負担を決定するものとする。

カ 柱上配線及び取付架台については、既存流用可とする。ただし、現地調査の結果、劣化、寸法、強度等により流用が困難と判断される場合は、担当職員と協議の上、取替又は補修を行うこと。

キ 新設する投光器は、別紙 2 及び添付図面に示す既設器具の配置、取付高さ、照射方向及び周辺環境を踏まえ、既設照明と同等の照明環境を確保できる器具を選定すること。また、使用器具提案書の提出時に、新設器具の重量、受圧面積、取付方法その他既設設備への影響を確認できるメーカー資料その他確認できる資料を添付し、担当職員の確認を受けること。

9 取替作業等に関する仕様

(1) 現地調査・作業検討

- ① 現地調査を行うに当たり、学校に事前連絡を行い、調査日時の協議を行うこと。
なお、本業務における現地調査は契約締結後に受託者が実施するものとし、入札前の現地調査は実施しない。
- ② 現地調査を行う者は、本市の競争入札参加資格者名簿に登録のある、本市内に本社を有する電気工事業者とすること。ただし、現地調査において、メーカー等の担当者の同行を妨げない。
- ③ 現地調査について、学校内の既設照明器具の位置・器具種別・数量・灯数・ランプ種別・消費電力・取付高さ・天井高さ・支持材・既設配線・安定器・点灯方式・操作方式・搬入経路・仮設方法・高所作業車又は足場の要否等を把握するとともに、電灯分電盤における回路番号についても把握すること。
- ④ 現地調査後、学校ごとに、使用器具提案書を作成し、担当職員に提出すること。
使用器具については別紙 4「器具対応表」に基づいて選定すること。
- ⑤ 取替作業に従事する者は、電気工事士法に基づく有資格者とし、本市の競争入札参加資格者名簿に登録のある、本市内に本社を有する電気工事業者による作業とすること。
- ⑥ 取替作業に当たっての安全確保に必要な措置については、受託者の負担にて行うものとする。また、作業に伴い発生した学校に対する不具合や事故への対応は、受託者の負担にて行うものとする。
- ⑦ 作業に伴う足場等の仮設物について、その設置に伴う負担は受託者によるものとする。
- ⑧ 机や椅子等の養生や移動については、学校と協議の上、その方法について取替検討書に記載すること。
- ⑨ 資材の搬出入経路や車両の駐車場所、資材置き場等については、範囲及び期間等について事前に学校と調整の上、取替検討書に記載すること。
- ⑩ 停電等により学校運営上必要な機能を停止させる場合は、事前に学校及び担当職員と調整すること。
- ⑪ 既設照明器具の撤去後の処理（処分及び運搬）方法について、発生材処理計画書を提出すること。

(2) 照明器具等の調達

- ① 使用器具提案書に基づいて照明器具等の調達を行うこと。
- ② 作業予定等により器具を一定期間保管する場合は、適切な管理を行うこと。

(3) 取替作業

- ① 取替検討書が提出された学校から順次作業を行うことが出来るものとする。
- ② 別紙1「令和8年度高知市立学校屋内運動場他LED化推進業務委託 グループ表」に記載する優先対象校から取替を行うこととする。
- ③ 照明器具の設置については、使用する照明器具メーカーの据付要領を準拠することとし、関係法令を遵守すること。
- ④ LED照明器具（屋内運動場アリーナ高天井照明及びグラウンド照明を除く）の支持については既設支持材（吊りボルト等）の再利用を原則とする。ただし、劣化が認められる場合は支持材の取替を行うこと。また、既設支持材がない場合又は支持材が不足している場合は、支持材の追加を行うこと。
- ⑤ 照明器具以外に使用する材料を含め、全て新品を使用すること。
- ⑥ 埋込型照明器具の取替において、既設開口と新設照明器具の間に隙間が生じる場合は、リニューアルプレート等により塞ぐこと。また、露出型照明器具を取替する場合は、既設照明器具の取付け跡が見えないように配慮すること。
- ⑦ 取替作業に伴い、既存の防球ネット、天井ルーバー、ステージ幕、暗幕、吊物、放送設備、体育器具その他支障物を一時的に取り外す必要がある場合は、事前に学校及び担当職員と協議し、受託者の負担により一時取外し、再取付け及び現状復旧を行うこと。
- ⑧ 取替作業の前後において、当該照明回路の絶縁測定を実施し、作業による絶縁劣化がないことを測定結果として報告すること。判定基準については「電気設備に関する技術基準を定める省令」による。ただし、取替作業前の測定において、本業務の作業に起因しない既存設備の絶縁不良が確認された場合は、写真、測定結果及び確認箇所を整理して担当職員へ報告し、対応について協議すること。
- ⑨ 取替作業後において、照度測定を行い、測定結果を報告すること。照度測定を実施する場所は屋内運動場アリーナ及びグラウンド照明を原則とし、その他必要な箇所については担当職員と協議の上決定すること。
- ⑩ 撤去した全ての既設照明器具について、PCB含有の有無の確認をメーカーのホームページ等にて行うものとし、完成図書にて報告すること。PCBを含む器具があった場合には、取り扱いについて担当職員と協議すること。
- ⑪ 作業に当たり、現存する建材等に何らかの変更を加える作業を行う場合は、関係法令に基づきアスベスト含有の事前調査を実施すること。特に、既設天井ボードを開口

する必要がある場合は、必要に応じてアスベスト含有の有無を調査し、担当職員に結果報告のうえ作業を行うこと。アスベストを含有する天井ボードがあった場合には、取替方法について担当職員と協議すること。

- ⑫ 作業中は粉塵の飛散に十分注意をし、必要な養生を行うこと。
- ⑬ 既設部分、取替済部分、未使用材料などで、汚染又は損傷の恐れのあるものは、適切な方法で養生を行い、整理整頓に努めること。
- ⑭ 作業完了後は床等の清掃を行い、工具等の忘れ物がないようにすること。
- ⑮ 取替作業において発生する軽微な作業や補修等については、本契約の作業範囲内として実施すること。
- ⑯ 高所の天井照明の取替作業において、取替作業終了後、容易に担当職員による確認ができないものについては、足場等の撤去前に確認を受けること。

(4) 取替作業における留意事項

- ① 取替作業において、必要となる各種申請、届出等は、受託者の責任・費用において行うこと。また、仮設、取替方法及びその他必要な一切の作業は、受託者が自己の責任において遅滞なく行うこと。
- ② 受託者は、取替作業完了後速やかに担当職員に報告し点灯確認をした上で、早期に部分使用が可能となるよう努めること。
- ③ 取替作業後、部分使用が遅れることにより学校運営に支障を来す恐れのある場合は、速やかに担当職員、学校等に連絡をすること。
- ④ 取替作業時の騒音、振動の低減に努めるとともに、騒音、振動の恐れがある場合は、事前に学校と協議し、学校運営に支障を来さないように配慮すること。
- ⑤ 作業中、第三者及び他の施設等に損傷を与えた場合は、本市と速やかに協議し、受託者の責任において修繕等の対応を実施すること。

(5) 取替作業日、作業時間、作業スペース

- ① 取替作業日程、作業時間の調整は、契約締結日から令和9年3月5日（金）までの期間内で受託者が行うこと。調整先は本市から提示する。ただし、やむを得ない事情により、当該期間を変更することがある。
- ② 開校時間外や、休日に作業を行う場合は、事前に学校から了解を得た上で作業を行うこと。
- ③ 作業時期及び作業時間は、授業、学校行事、部活動、施設開放、避難所利用、地域利用及びその他学校の利用状況と調整が必要となるため、学校及び担当職員と協議の上決定すること。
- ④ 作業に供する車両の駐車スペース、また、交換するLED照明器具及び撤去した既設照明器具の保管スペース等について、事前に学校と協議し、必要スペースの確

保を行うこと。

- ⑤ 作業に取り掛かるまでの期間、学校敷地内に保管スペースが確保できない場合は、受託者にて保管場所を確保すること。
- ⑥ 屋内運動場アリーナの照明（高天井照明）に係る作業については、受託者は既設床材に傷等をつけないように、シート・合板・ゴムマット養生を行うと共に、現場建物等に損傷を与えることの無いように十分に注意すること。なお、万一損傷した場合は、受託者の責任及び費用負担において補修又は復旧を行うこと。また、器具等の保管場所については、担当職員と協議すること。
- ⑦ 屋内運動場アリーナの照明（高天井照明）に係る作業については、全面使用禁止措置を講じる作業可能期間として、5～10日程度を目途とすること。なお、高知商業高等学校の第二屋内運動場アリーナについては、天井の一部が15m程度あり、ローリング足場が困難である場合は、別の施工方法や、それに伴う全面使用禁止期間を担当職員及び学校と協議すること。
- ⑧ グラウンド照明に係る作業については、周辺のグラウンドネット等に十分注意し、建物等に損傷を与えることの無いように作業すること。万一損傷した場合は、受託者の責任及び費用負担において補修又は復旧を行うこと。また、作業に係る器具等の保管場所については、担当職員と協議すること。
- ⑨ グラウンド内に高所作業車、重機、車両等を乗り入れる場合は、グラウンド面、排水施設、芝、舗装、グラウンドネットその他既存施設を損傷しないよう、必要に応じて敷鉄板、養生材等により保護すること。損傷した場合は、受託者の責任及び費用負担により復旧すること。

(6) 安全管理

- ① 取替期間中は、作業に伴う事故及び災害の防止に努めること。
- ② 事故、火災等への対応について、受託者はあらかじめ緊急連絡体制を定め、取替検討書に記載すること。また、事故等が発生した場合は、直ちに被害拡大の防止に必要な措置を講じた上で、本市へ連絡すること。
- ③ 火気を使用する作業を実施する際は、火気の取扱に十分注意するとともに、作業場の養生、消火設備の設置等、火災防止の徹底を図ること。
- ④ 学校敷地内は禁煙とする。なお、敷地外であっても正門付近等では禁煙とする。
- ⑤ 火災報知装置等の防災システムは、取替中も正常な動作を担保する。やむを得ず機能を停止する場合には、担当職員、学校及びその他関係機関と協議し、受託者の負担により適切な代替措置を講じること。
- ⑥ 作業関係車両は交通ルールを厳守し、学校敷地内及び近隣地域において、交通事故、交通障害等の発生を防止すること。

(7) 近隣住民への配慮

- ① 学校周辺地域及び近隣住宅地に対する取替作業時の騒音については十分に配慮すること。
- ② 公道からの車両進入等については、安全に十分配慮すること。状況に応じ交通誘導員を配置するなど安全対策を確実に行うこと。また、作業用車両による搬出入に関しては適宜、砂等の散乱防止処置及び道路洗浄を行うこと。

(8) 本業務以外の工事受注者等との調整

業務期間中に敷地内において、本市が発注する他案件の工事や作業等が発生した場合、互いに事業を円滑に進めるよう、本業務以外の工事受注者等と十分調整を行うこと。

(9) 発生材の処理

- ① 産業廃棄物の運搬、処分等については、廃棄物処理法により適切に処分するものとし、取替作業着手前に担当職員に発生材処理計画書を提出すること。
- ② 産業廃棄物の運搬あるいは処分を他業者に委託する場合は、本業務についての書面による委託契約を行い、発生材処理計画書にその写しを添付すること。
- ③ 自己処分場で処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出すること。（積替・保管についても同様とする。）
- ④ 産業廃棄物の収集・運搬に当たっては、廃棄物処理法に基づく車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影し、随時担当職員に報告すること。
- ⑤ 廃棄物処理法を遵守し、業務期間内に最終処分（埋立処分、海洋投入処分又は再生）を終了しなければならない。また、産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により適正に処理されていることを確認するとともに、担当職員にそのE票の写しを提出しなければならない。ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、業務期間内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、担当職員が認める場合においては、業務期間内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。この場合、マニフェストにより適正に中間処理業者に搬入されていることを確認するとともに、担当職員にそのB2票の写しを提出しなければならない。また、最終処分終了後速やかにE票の写しを提出しなければならない。

なお、廃棄物処理法に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。

10 完了検査

受託者は、本業務完了後、速やかに本市の完了検査を受けること。指摘事項の是正については速やかに是正を完成させ、是正報告書を書面にて本市に提出して確認を得ること。

11 保証期間

- (1) 照明器具等の保証期間は引渡し後1年以上とし、メーカー標準とする。また、保証期間内については交換費用も受託者において負担するものとする。

なお、誘導灯及び非常照明の蓄電池については、消耗品のため、本業務の保証対象としない。保証期間の開始は完了検査の合格日からとする。

- (2) 保証期間内に照明器具等の不具合が発生したときは、担当職員への報告及び書面を提出のうえ、迅速かつ適切に物品の取替、代替及び修理等を行うこと。
- (3) 保証期間終了後に不具合等が発生した際の受託者やメーカー等の連絡先を記載したサービス体制表を提出すること。

12 委託料の変更

- (1) 現地調査・作業検討終了時及び取替作業完了時において、使用器具提案書に記載された内容と現地が明らかに相違するなど疑義が生じた場合は、担当職員と協議の上、使用器具変更提案書（※仕様書様式第3号に記載すること）を再度提出すること。
- (2) 委託料の変更を求める場合は、委託費内訳書を基に変更内訳書（※仕様書様式第3号に記載すること）を作成し提出すること。
- (3) 変更内訳書については、履行期間満了日の14日前までに提出すること。
- (4) 協議を行った結果、委託料の変更を行う場合は契約書の規定による。

13 その他

- (1) 入札金額には、照明器具費、撤去費、運搬費、処分費、養生費、仮設費、試験測定費、書類作成費、諸経費及びその他本仕様書に基づく業務履行に必要な一切の費用を含めること。共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等に相当する費用についても、名称のいかんを問わず、入札金額に含めるものとする。
- (2) 取替作業に関連して本市が行う手続や検査に協力し、必要に応じて担当職員の指示により必要な労務及び作業の協力を行うこと。
- (3) 対象学校の状況等により本仕様書によることが困難又は本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、担当職員と協議すること。なお、担当職員と受託者との協議、報告及び確認等は書面により行うこと。

【提出書類一覧】

提出時期	提出書類		作成単位・様式	備考
(1) 契約締結時	①	業務責任者届出書	任意様式	
	②	業務着手届	任意様式	
(2) 契約以降	①	全体工程表	任意様式	契約締結後 14 日以内
	②	委託費内訳書 ※学校ごとに、諸経費等まで含め記載すること	仕様書様式第 3 号	契約締結後 14 日以内
	③	使用器具提案書	各学校ごと 仕様書様式第 3 号	別表 1 の記載事項を含む
	④	取替検討書	各学校ごと	別表 2 の記載事項を含む
	⑤	発生材処理計画書	任意様式	取替作業着手前
	⑥	打合せ議事録	仕様書様式第 1 号	打合せ実施時
(3) 業務完了時	①	最終内訳書	本市指定又は任意様式	業務完了時
	②	業務完了届	本市指定様式	業務完了時

提出時期	提出書類		作成単位・様式	備考
	③	完成図書	学校ごとに作成	完成図書一式 ・ 完成図(最終機器配置図) ・ サービス体制表 ・ 使用器具一覧、取扱説明書、保証書 ・ 納品時製造元より発行される器具の試験成績書 ・ 納品書又は出荷証明書(使用器具の型番及び数量が記載されたもの) ・ 発生材処理報告書 ・ 各種測定結果報告書 ・ 完成写真(全箇所の施工前、施工後)

※(1)及び(2)の書類を提出する際は、仕様書様式第2号を表紙として提出すること。

別表 1 使用器具提案書記載事項（各学校ごと）

No.	項目	概要
1	使用器具一覧	取替器具の照明番号、数量、色温度・光束、消費電力等を仕様書様式第 3 号に入力したもの。
2	器具配置図（図面等）	提供図面等に、取替え場所、取替する予定の器具の配置、照明記号が分かるようマーキング等を行ったもの。
3	取替器具の製造元仕様書	仕様書の右上に照明記号を記載する。
4	照度分布計算書又は照明計算書	屋内運動場アリーナ照明及びグラウンド照明について、既設配置、取付高さ、照射方向、点灯方式及び利用状況を踏まえ、既設照明と同等の照明環境を確保できることが分かる資料
5	投光器等の取付安全確認資料	グラウンド照明等において既設照明柱又は既設取付架台を流用する場合に、新設器具の重量、受圧面積、取付方法及び既設照明柱又は既設取付架台への影響を確認できるメーカー資料その他の資料

※数量仕様等の変更があった場合は、変更内訳書と照合ができるように整理し、再提出すること。

別表 2 取替検討書記載事項（各学校ごと）

No.	項目	概要
1	緊急連絡体制	業務関係者及び緊急時の連絡先
2	作業者名簿	作業者名、保有資格（コピー等の提出は不要）等
3	安全計画	感電防止、高所作業等
4	各種申請、届出	道路管理者等、必要に応じて届出
5	作業予定表	作業日、作業時間、作業工程、停電範囲、停電日時、復旧予定時刻等がわかる予定表を作成
6	養生・仮設計画	必要に応じて、防球ネット、天井ルーバー、ステージ幕等の一時取外し・復旧方法、グラウンド内への車両乗入れ時の養生方法、停電計画を含めて作成
7	器具搬入・搬出計画	器具の搬入予定日、保管場所、搬入出経路等

※重複する項目については、学校ごとの作成は不要とし、統一書類として提出すること。

仕様書様式一覧

	名称
仕様書様式第 1 号	業務打合せ簿
仕様書様式第 2 号	業務に関する提出書類
仕様書様式第 3 号	委託費内訳書及び使用器具提案書